三十七の三　保安基準第十七条第三項に定める基準のうち、自動車との側面衝突時に係る試験	二十七万円
三十七の四　保安基準第十七条第三項に定める基準のうち、ポールとの側面衝突時に係る試験	二十七万円
三十七の五　保安基準第十七条第三項に定める基準のうち、後面衝突時に係る試験	二十七万円
三十八～四十　（略）	（略）
四十一　保安基準第十七条の二第六項に定める基準のうち、フルラップ前面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	二十七万円
四十二　（略）	（略）
四十三　保安基準第十七条の二第六項に定める基準のうち、自動車との側面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	二十七万円
四十三の二　保安基準第十七条の二第六項に定める基準のうち、後面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	二十七万円
四十四　（略）	（略）
四十五　保安基準第十七条の二第六項に定める基準に係る試験（前六号に掲げる試験を除く。）	十二万五千円
四十六～百三十　（略）	（略）
百三十の二　保安基準第四十八条に定める基準に係る試験	二百十九万五千円
百三十一・百三十二　（略）	（略）

備考

一　（略）

二　次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。

（略）	（略）
第百二十三号	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額 一　運転者の視野に係る試験　十二万五千円 二　乗車人員の保護に係る試験　十二万五千円 三　歩行者の保護に係る試験　十二万五千円
第百三十号の二	百四十万八千円

三十八～四十　（略）	（略）
四十一　保安基準第十七条の二第六項に定める基準のうち、フルラップ前面衝突時及び後面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	二十七万円
四十二　（略）	（略）
四十三　保安基準第十七条の二第六項に定める基準のうち、自動車との側面衝突時の高電圧による乗車人員への感電の防止に係る試験	二十七万円
四十四　（略）	（略）
四十五　保安基準第十七条の二第六項に定める基準に係る試験（前五号に掲げる試験を除く。）	十二万五千円
四十六～百三十　（略）	（略）
百三十の二　保安基準第四十八条に定める基準に係る試験	百四十万八千円
百三十一・百三十二　（略）	（略）

備考

一　（略）

二　次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。

（略）	（略）
第百二十三号	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額 一　運転者の視野に係る試験　十二万五千円 二　乗車人員の保護に係る試験　十二万五千円 三　歩行者の保護に係る試験　十二万五千円